

○滋賀県都市計画審議会条例

昭和44年7月7日滋賀県条例第35号

改正

昭和57年3月29日条例第17号

平成8年3月29日条例第16号

平成12年3月29日条例第74号

平成13年3月28日条例第2号

平成16年10月25日条例第38号

〔滋賀県都市計画地方審議会条例〕をここに公布する。

滋賀県都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、滋賀県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 前項の委員は、次の各号の定めるところにより知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者 8人以内
- (2) 関係行政機関の職員 7人以内
- (3) 市町長を代表する者 2人以内
- (4) 県議会の議員 6人以内
- (5) 市町の議会の議長を代表する者 2人以内

3 前項第1号につき任命される委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員および専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員および専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長および会長の指名した委員6人以内をもって組織する。

3 常務委員会は、その構成する委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができず、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会および常務委員会の庶務は、土木交通部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会および常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（昭和57年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年条例第16号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に滋賀県都市計画地方審議会の委員である者の任期については、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成12年条例第74号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成13年条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第38号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

滋賀県都市計画審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、滋賀県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、滋賀県都市計画審議会（以下「審議会」という。）および常務委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 審議会は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。

2 会長はやむを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時および場所を委員ならびに当該議事に関係のある臨時委員および専門委員に通知しなければならない。

(代理人の出席)

第3条 条例第2条第2項第2号委員および関係行政機関の職員として、臨時委員に任命されたものについては、会長の承認を得て代理人をして出席させることができる。

2 前項の代理人として出席する者は、代理人たることを証明する書面を会長に提出しなければならない。

(議 長)

第4条 会長は会議の議長となり、議事を主宰する。

2 会長および会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が、会長の職務を臨時的に代理する。

(専門委員)

第5条 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、または会長の求めに応じて、意見をのべ、または説明することができる。

(委員、臨時委員および専門委員以外の出席)

第6条 会長は必要と認めるときは、委員、臨時委員または専門委員以外のものを出席させて意見を述べさせ、または説明させることができる。

(議事録)

第7条 審議会の会議については議事録を作成するものとする。

(常務委員会の設置)

第8条 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会に常務委員会を置く。

(常務委員会の委員長)

第9条 常務委員会に委員長を置き、委員長は審議会の会長をもってあてる。

2 第4条第1項の規定は、常務委員会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(常務委員会が処理する事項)

第10条 常務委員会は、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。ただし、会長が審議会で審議することが適当と認めた場合については、この限りでない。

- (1) 都市計画の変更のうち名称の変更に関する事項
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条の規定に基づき、特定行政庁が審議会に付議するもの

(常務委員会の運営)

第11条 委員長は、常務委員会において処理した事項を次の審議会に報告しなければならない。

2 第2条、第3条、第6条および第7条の規定は、常務委員会に準用する。この場合において、第2条および第7条中「審議会」とあるのは「常務委員会」と、第2条、第3条および第6条中「会長」とあるのは「委員長」と、第2条第2項中「委員ならびに当該議事に関係のある臨時委員および専門委員」とあるのは「常務委員」と、第3条第1項中「条例第2条第2項第2号委員および関係行政機関の職員として、臨時委員」とあるのは「条例第2条第2項第2号委員として、常務委員」と、第6条中「委員、臨時委員または専門委員」とあるのは「常務委員」と読み替えるものとする。

(雑 則)

第12条 この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和44年11月7日から施行する。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年9月4日から施行する。

(審議会議決事項)

滋賀県都市計画審議会の公開の取扱い方針

平成12年3月23日
滋賀県都市計画地方審議会

都市計画審議会の会議の公開については、行政の透明性を求める県民意識に配慮するとともに、私権の制限、土地の収用権の付与等極めて重要な事項を審議する当審議会の役割を十分認識して、平成12年4月1日以降に開催する会議から次のとおり取り扱うものとする。

- 1 都市計画審議会の会議は、原則として公開するものとする。
 - (1) 「会議の公開」とは、希望者に会議の傍聴（報道関係者の取材を含む。）を認めることをいう。
 - (2) 傍聴を認めるに際して、会議の秩序維持のため、会長が別に規定を設けることとする。
 - (3) 公開した会議については、事務局において作成した議事録を1月以内に公表するものとする。

- 2 次に掲げる基準に合致する議案を審議する場合は、会長の判断により会議を非公開とすることができるものとする。
 - (1) 滋賀県公文書の公開等に関する条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
 - (2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

- 3 上記2により、会議を非公開とした場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 同一の会議において、公開する部分（議案）と非公開とする部分（議案）とが混在する場合は、それぞれを固めて審議できるよう議事日程を調整する。
 - (2) 非公開の会議の結果について、事務局が作成した会議概要を会長に諮った上で公表することとする。
 - (3) 報道関係者には、会議の冒頭までに限り取材を、認めるものとする。

滋賀県都市計画審議会会議公開要綱

平成12年7月13日決定
改正 平成26年10月21日

第1 趣旨

この要綱は、滋賀県都市計画審議会の公開の取扱い方針（平成12年3月23日決定）に基づき、審議会および常務委員会（以下「審議会等」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合には、会長（常務委員会にあっては委員長。以下同じ。）の判断により会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
 - (2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議を公開する場合の措置

- 1 会議の開催の周知
 - (1) 公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内（別紙1）を作成し、会議開催日の1週間前（緊急の場合は前日）までに、総合政策部県民活動生活課県民情報室（以下「県民情報室」という。）および会議の各議題の所在地を管轄する土木事務所での掲示ならびに県のホームページへの掲載を行う。
 - (2) 事務局において、会議開催資料（別紙2）を作成し、前号に規定する日までに報道機関に提供する。
- 2 会議の傍聴の許可
 - (1) 公開の会議については、希望者（報道関係者を除く。）のうちから会長または議長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、会議の取材を認めるものとする。
 - (2) 傍聴者の定員の最低限は、15名とする。ただし、会議場所が狭い等やむを得ない理由がある場合には15名未満の数とすることができる。
 - (3) 傍聴者は、会議の都度、定員に達するまで先着順により決定する。
 - (4) 会長は、公正かつ円滑な議事運営を確保するため、傍聴に係る秩序維持に関し、必要な定めをすることができる。
- 3 会議結果の公表
 - (1) 公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議第については、会議要録）を作成し、原則として1月以内に会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとする。ただし、会議資料については、個人名等の公開することが適当でない認められる事項を公開しないこととすることができる。

- (2) 併せて、必要に応じ、報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載等による県民への情報提供に努めるものとする。

第4 会議の全部を非公開とした場合の措置

1 報道関係者の冒頭取材の許可

会議の全部を非公開とした会議であっても、公開の会議を開催する場合に準じて会議開催資料（別紙2）により会議の期日等を報道機関に周知するとともに、議事に入るまでの間（冒頭）の取材は認めるものとする。

2 開催状況の事後周知

- (1) 会議終了後速やかに、会議開催状況（別紙3）により、会議開催の日時、場所、議題、非公開とした理由、会議概要の公表方法等を、県のホームページに掲載して県民に周知するとともに、必要に応じて報道機関に資料提供を行うものとする。
- (2) 会議の結果については、事務局において会議要録（委員の発言要旨、審議の経過および結果等を要約、整理したものをいう。以下同じ。）を作成し、会長に諮った上で45日以内を目途に、会議資料とともに県民情報室に送付して閲覧に供するものとする。

ただし、会議要録および会議資料については、必要に応じて、委員名等の公開することが適当でないと思われる事項を公開しないこととすることができる。

第5 同一の会議において、公開の議題と非公開の議題とがある場合の取扱い

- 1 公開・非公開の議題のそれぞれを固めて審議できるよう議事日程を調整する。
この場合、傍聴者の傍聴および報道機関の取材は、公開の議題にかかる部分に限って認める旨をあらかじめ説明しておくものとする。
- 2 会議開催案内および会議開催資料の作成ならびに会議結果の公表においては、公開部分と非公開部分とを明確に区分して行うものとする。

(別紙1)

滋賀県都市計画審議会（常務委員会）開催のお知らせ

都市計画法の規定に基づき、都市計画の決定・変更等について審議するため、以下のとおり滋賀県都市計画審議会（常務委員会）を開催します。
傍聴を希望される方は、以下の手続に従って傍聴することができます。

- ◆ 日 時 平成 年 月 日（ ）
 午前（後） 時 分～ 時 分頃

- ◆ 場 所 市 町 番地
 階 会議室

- ◆ 議 題 1 について
 2 について
 3 について
 ・
 ・
 ・

- ◆ 傍聴者の定員 人

- ◆ 傍聴の手続 傍聴を希望される方は、上記の会議開始予定時刻までに、直接会場へお越しください。傍聴希望者の受付は、当日午前（後） 時 分から会議開始時刻までの間、会場前で行います。
 受付では、住所と氏名のご記入をお願いします。
 傍聴者は先着順により決定し、定員に達し次第、受付を終了します。
 （非公開議題がある場合）
 議題 は非公開となるため、議題 の審議が終了した後、退席していただくこととなりますので、ご了承ください。

- ◆ 議事録の公開 会議の開催結果については、開催後 1 月以内に県庁県民情報室に議事録を備え付け、公開する予定です。

- ◆ 問い合わせ先 滋賀県土木交通部都市計画課都市計画担当（担当者： ）
 電 話：077-528-4182
 FAX：077-528-4906

(別紙2)

資料提供

()

提供年月日：平成 年() 月 日

部局名：土木交通部

所属名：都市計画課

担当名：都市計画担当

担当者名：

内線：

電話：

E-mail：ha0603@pref.shiga.lg.jp

滋賀県都市計画審議会（常務委員会）の開催について

都市計画法の規定に基づき、都市計画の決定・変更等について審議するため、下記のとおり、滋賀県都市計画審議会（常務委員会）を開催します。なお、会議は公開とします。

記

- ◆ 日時 平成 年 月 日 ()
午前(後) 時 分～ 時 分頃
- ◆ 場所 滋賀県 市 町 番地
階 会議室
- ◆ 議題 1
2
3
- ◆ 傍聴者の定員 人
- ◆ 傍聴の手続 傍聴を希望される方は、上記の会議開始予定時刻までに、直接会場へお越しください。傍聴希望者の受付は、当日午前(後) 時 分から会議開始時刻までの間、会場前で行います。
受付では、住所と氏名の御記入をお願いします。
傍聴者は先着順により決定し、定員に達し次第、受付を終了します。
- ◆ 議事録の公開 会議の開催結果については、開催後1か月以内に県庁県民情報室に議事録を備え付け、公開する予定です。
- ◆ 問い合わせ先 滋賀県土木交通部都市計画課都市計画担当(担当：)
電話：077-528-4182
FAX：077-528-4906

(別紙3)

滋賀県都市計画審議会（常務委員会）の開催状況について

都市計画法の規定に基づき、都市計画の決定・変更等について審議するため、以下のとおり滋賀県都市計画審議会（常務委員会）を開催しました。

今回の会議については、に該当するため非公開としましたが、会議の概要については、下記の方法により公表します。

- ◆ 日 時 平成 年 月 日 ()
 午前(後) 時 分～ 時 分

- ◆ 場 所 市 町 番地
 階 会議室

- ◆ 議 題 1 について
 2 について
 3 について

- ◆ 会議の概要 月 日頃、県庁県民情報室に会議要録を備付けて公開します。

- ◆ 問い合わせ先 滋賀県土木交通部都市計画課都市計画担当（担当者：）
 電 話：077-528-4182
 FAX：077-528-4906

滋賀県都市計画審議会傍聴取扱要領

平成12年7月13日決定
改正 平成26年10月21日

第1 趣旨

この要領は、滋賀県都市計画審議会および滋賀県都市計画審議会常務委員会（以下「常務委員会」という。）の会議の傍聴に関して、滋賀県都市計画審議会会議公開要綱（平成12年7月13日決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴者の決定手続

- 1 公開の会議を開催する場合、会議の開始予定時刻の30分前から会議開始時刻まで、会場受付において傍聴希望者の受付を行う。
- 2 傍聴希望者の受付は、原則として、傍聴希望者受付簿の住所および氏名を記載させて行うものとする。
- 3 会長（常務委員会にあっては委員長。以下同じ。）は、前項の受付を行った傍聴希望者のうちから、傍聴者の定員の範囲内において、会議の傍聴者を先着順に決定するものとする。
- 4 会議開始後に傍聴希望者が現れた場合、傍聴席に空席があるときは、議長は第2の1および3の規定にかかわらず、議題の切替え時等に適宜、傍聴を許可することができる。

第3 傍聴席の確保

- 1 公開の会議を開催する場合、あらかじめ会場内の傍聴しやすい場所に傍聴席を設けるものとする。
- 2 傍聴席は、報道関係者席および関係機関職員席と明確に区分して設定するものとする。

第4 会議の秩序維持のための措置

- 1 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。発言、拍手等の方法により、議案または委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。
 - (2) 会長の許可なく、旗、プラカード、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、または着用してはならないこと。
 - (3) 会場内で飲食喫煙しないこと。
 - (4) 会長の許可なく写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
 - (5) 非公開となる議題の前に議長の指示があった場合は、速やかに退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為を行わないこと。
- 2 傍聴者が1の遵守事項に違反した場合、会長または議長は次の措置を執ることができるものとする。
 - (1) 自らまたは事務局員に命じて、違反者に対して注意を促すこと。
 - (2) 違反者が前号の注意に従わないときは傍聴の許可を取り消し、退席を命じること。
- 3 事務局は、あらかじめ会場受付付近および会場内の見やすい場所に傍聴に当たっての注意事項を掲示しておくものとする。